

令和8年3月2日
国不動第512号

公益社団法人 全日本不動産協会理事長 殿

国土交通省不動産・建設経済局長
(公 印 省 略)

「マンション管理業者の違反行為に対する監督処分の基準」の
一部改正について

「マンション管理業者の違反行為に対する監督処分の基準」（平成18年12月19日国土交通省総合政策局長通知）については、マンション管理業者の適正な管理業務の実施を確保するとともに、違反行為等に対し厳正かつ適正に対応をすることができるよう定めたものである。

今般、令和7年5月に、管理業者管理者方式に係るマンション管理法の改正を含む「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律」を公布したところであり、このたび、当該改正を踏まえ、別添のとおり「マンション管理業者の違反行為に対する監督処分の基準」の一部改正を行い、各地方整備局長等及び一般社団法人マンション管理業協会理事長あて通知したものである。

については貴協会に対し、改正後の処分基準を参考送付するので、傘下会員に対し周知されたい。

(参考添付)

参考1：国土交通省各地方整備局長等あて通知

参考2：一般社団法人マンション管理業協会理事長あて通知